フルフラール溶剤以外による溶剤抽出装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.657
フルフラール溶剤による溶剤抽出装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.710
クロロカーボン溶剤による溶剤脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	5.564
メチルエチルケトン及びトルエン混合溶剤による溶剤脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	4.662
メチルエチルケトン溶剤又はメチルエチルケトン及びメチルイソブチルケトン混合溶剤による溶剤脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	3.961
ベンゼン及びケトン混合溶剤による溶剤脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	4.399
フィルタープレス脱ろう装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	0.855
ワックス異性化装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.235
水素化脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.045
潤滑油水素化分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.921
ワックス脱油装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	8.153
潤滑油水素化精製装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.862
ワックス水素化精製装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.855
溶剤水素化精製装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.950
溶剤分留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.665
販売の用に供するための燃料ガス処理及び圧縮装置	原料の投入量（単位は、0.99234仏馬力とする。）	1.900
水素の製造のための部分酸化装置	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとする。）	5.079
残油部分酸化装置	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとする。）	1.006
メタノール合成装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	－24.650
排煙脱硫装置	原料の投入量（単位は、立方フィートとする。）	0.015
ノルマルパラフィン製造装置	通油量（単位は、バレルとする。）	3.325
空気分離装置	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとする。）	1.425
炭酸ガス液化装置	製品又は半製品の生産量（単位は、米トンとする。）	－106.390
海水淡水化施設	製品又は半製品の生産量（単位は、ガロンとする。）	24.700
固体燃料を使用するボイラー	製品又は半製品の生産量（単位は、千ポンドとする。）	3.136

⑭　炉のサイズ及びチャージ数を踏まえた補正係数は、次の㈠に掲げる値を㈡に掲げる値で除した量をいう。

㈠　保有する全ての工場等における半製品（スラブ及びビレットをいう。㈡において同じ。）の生産量に0.205を乗じた値

㈡　炉ごとに、1.903に当該炉のサイズ（単位は、トンとする。）をマイナス0.241乗した値及び当該炉のチャージ数（単位は、回／年とする。）をマイナス0.210乗した値を乗じた値に、当該炉における半製品の生産量を乗じて得た量の合計量

⑮　非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数は、発電設備ごとに、次の㈠又は㈡に掲げる量のいずれか小さい値とする。

㈠　１を１から混焼比率（発電の用に供する燃料の熱量（単位はギガジュールとする。）を発電の用に供した非化石燃料の熱量で除した量をいう。㈡において同じ。）を減じた量で除した量

㈡　１を１から混焼比率を減じた量で除した量に0.2を乗じ得た値に、１を加算した値

⑯　基準活動量を算出するに当たって、活動量が算定できない場合には、次の㈠から㈢までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ㈠から㈢までに定める方法により活動量の推計値（以下この⑯において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準活動量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の届出の日までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

㈠　特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものを除く。）の活動量を推計する場合であって、推計する期間（以下「推計期間」という。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できる場合　次のイから㈡までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれイから㈡までに定める方法

イ　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法

ロ　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法

ハ　推計値の算定の対象となる期間が１月以上１年未満の場合　当該年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を当該年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法

㈡　推計値の算定の対象となる期間が１年の場合　前年度における当該特定事業活動の活動量を当該前年度における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法